

1. 毒物劇物対策

現状等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された約3,800名の毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盜難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 平成22年度には、登録・届出・許可施設76,893施設のうち延べ33,503施設（検査率49.3%）及び届出の不要な施設のうち4,406施設、合計37,909施設に対して立入検査を行った結果、3,435施設において違反を発見し（発見率9.0%）、これらに対し改善の指導を行った。
- 平成23年10月の毒物及び劇物指定令等の一部改正により、新たに2物質が毒物に、1物質が劇物に指定され、8物質が劇物から除外されたことにより、現在、毒物112項目、劇物374項目が指定されている。

都道府県への要請

- 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化については、平成17年3月、平成19年9月、平成20年10月及び平成21年12月の通知により、薬局・薬店や毒物劇物販売業者等に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、盜難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等、適切な管理と販売を徹底するようお願いしていたところであり、本年度も引き続き貴管下事業者等への指導についてお願いしたい。
- 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう平成15年2月28日付通知「毒物劇物の適正な保管管理等の徹底について」により通知しているところである。本件については年々違反改善の確認率が上昇しているところであるが、違反事業者に対する改善指導が確実なものとなるよう一層、指導をお願いしたい。

また、立入検査の達成度を測る指標として、違反改善率の数値が必要になる。本年も4月上旬を目途に、平成23年度に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線2426）、関（内線2798）

2. 化学物質安全対策

（1）家庭用品安全対策

現状等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、現在20物質が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定められている。
- 毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果について厚生労働省で取りまとめの上、情報提供を行っている。
- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県、保健所設置市及び特別区への通知並びにホームページ（※）への掲載等により重大製品事故情報を公表するとともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の予防に努めている。

※<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html>

また、消費者安全法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、消費者事故等（重大な事故を含む）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている。

- 国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、家庭用品規制法に基づく規制基準を隨時見直すこととしており、現在、有機錫化合物試験の公定法の見直し等の検討を行っているところである。

都道府県への要請

- 平成23年12月に「平成22年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を各都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付したところである。さらに、例年同様、消費者啓発用のパンフレットを作成しているところであり、平成24年3月を目途に都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付することを予定しているので、消費者への周知等一層の活用を図られるよう御協力をお願いしたい。

また同時に、化学物質安全対策室のホームページ(※)上にも掲載予定なので、啓発活動等に活用するようお願いしたい。

※[http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor\(new\).html](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html)

- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい（平成19年5月11日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」）。
- 消費者事故等が発生した場合には、消費者事故等情報通知様式により消費者庁へ報告いただくこととなっているが、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、物質起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、家庭用品被害報告書により化学物質安全対策室へも合わせて報告をお願いしたい（平成19年5月11日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」）。
- 化学物質の安全性を確保するための取り組みの達成度を測る指標として、家庭用品試買等試験検査における違反率が必要になるので、平成23年度の状況を3月末までに報告をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（2426）、加藤（2424）

(2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現状等

- 化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、①特定の化学物質の環境への排出量等把握に関する措置、②事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る情報の提供に関する措置について定めた法律である。
- 平成20年、化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、化学物質等安全データシート（M S D S）交付が必要）を354物質から462物質に、第二種指定化学物質（M S D S 交付が必要）を81物質から100物質にするとともに、対象業種として医療業を追加した。
また、第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、事業者からの届出に基づき集計結果を公表している。
- 化管法施行令の改正に伴い、平成22年4月に化管法施行規則が改正され、対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式の変更（QRコードの導入等）が行われた。改正後の第一種指定化学物質の排出・移動量の把握は平成22年4月1日から実施されている。なお、本改正の詳細については経産省ホームページ（※）を参照されたい。
※http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei01.html

今後の取組

- 平成22年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、事業者からの届出に基づき集計し、平成24年3月末を目途に公表する予定である。

都道府県への要請

- 排出量及び移動量の把握・届出や政省令等の改正内容について、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 大久保専門官（内線2423）、加藤（内線2424）

(3) 室内空気汚染対策

現状等

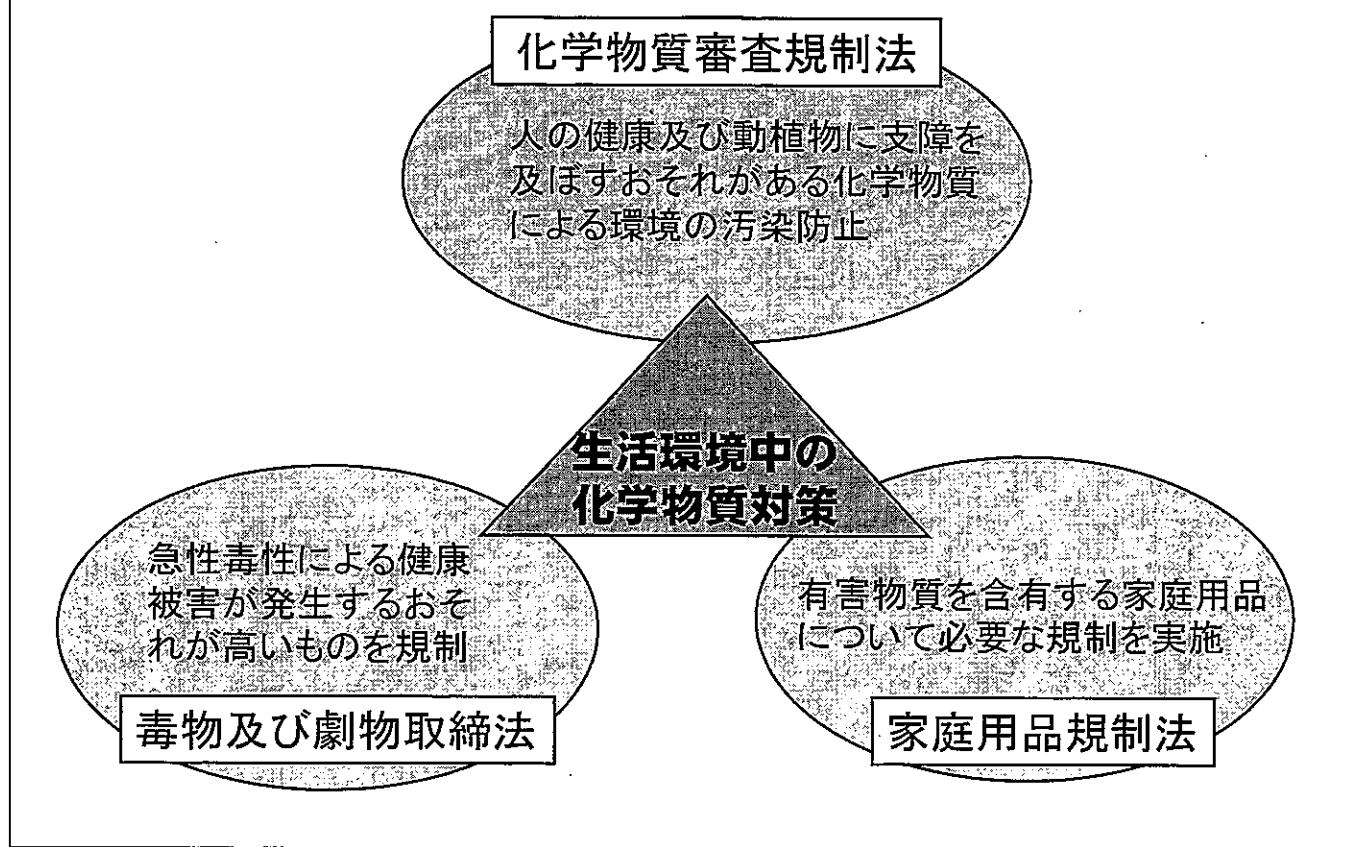
- 関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策等のシックハウス総合対策を図っているところであり、医薬食品局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 室内の化学物質の発生源といわれている家具、日用品等の家庭用品について、揮発性有機化合物（VOC）の発生状況の調査を実施している。
- 現在、国立医薬品食品衛生研究所において、全国室内環境汚染全国調査を実施している。

都道府県への要請

- 上記研究結果等については、適宜情報提供を行っていく予定であるので、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（2426）、加藤（2424）

化学物質安全対策室の主な業務



我が国の主な化学物質関連関係法体系

曝露 有害性	労働環境	消費者	環境経由	排出・ストック汚染	廃棄	危機管理
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法 労働安全衛生法 農薬取締法 農業取締法 食品衛生法 薬事法 有害家庭用品品質表示法 建築基準法 農業取締法	農業取締法 化学物質審査規制法（化審法） 化学物質排出把握管理制度促進法（P.R.I.T.法） オゾン層保護法	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壤汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性					
生活環境(動植物を含む)への影響						
オゾン層破壊性						

毒物・劇物取締法

爆発物の原料となり得る劇物等の管理強化

平成16年12月

テロの未然防止に関する行動計画(※)を策定

平成17年 3月

爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤や硝酸製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に周知
これにより、盗難防止などの管理の徹底と、販売の際に不審な点が認められる者への販売・自販・警察への通報等が行われることとなった。

平成19年 5月

過酸化水素製剤等を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生
薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながった。

平成19年 9月

爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売を徹底するよう再周知

警察庁からのテロ対策強化への協力要請を受け、平成20年10月、平成21年12月にも同旨通知を発出

(※) テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
(抄)

第3. 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

③ テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について (平成21年12月2日付け医薬食品局総務課長等通知)

- 1 毒物、家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛やむを得ず販売する際は、保管管理、廃棄の義務について説明の上で販売
- 2 保管管理、譲渡手続・交付制限の厳守
- 3 インターネット販売時、大量販売時の購入者の連絡先・使用目的の確認、不審者への販売差控え
- 4 盗難・紛失事件、不審動向について警察への届出

毒物劇物のインターネットオークション取引



匿名性の高いインターネットオークションを用いて、毒物劇物が出品(販売)される事例が見受けられることからオークション主催者に対して、自主的な規制として、利用規約に以下の内容の記載を依頼

オークション主催者への依頼内容

- 毒物劇物をオークションの出品禁止品目として利用規約などに記載
- 出品物が法令に抵触するかどうか分からぬ場合は、保健所等の関係当局に事前確認

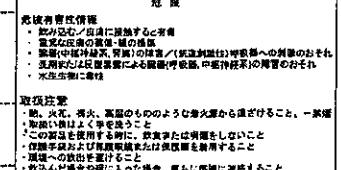
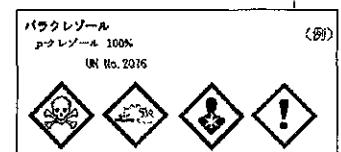
GHSについて(内容)

「危険有害性の分類」: 物質または混合物の固有な危険有害性に着目

- ・物理化学的危険性(16種)
- ・健康に対する有害性(10種)
- …急性毒性、皮膚腐食性、眼刺激性 等
- ・環境に対する有害性(2種)

等についてそれぞれ段階別に区分する。

(各物質が「～～の有害性は区分●●、
～～の危険性は区分〇〇、～～については区分外」というように分類される。)



分類結果に基づいて、ラベル表示等を行う。
(右の例参照。)

GHSについて(毒劇法での対応)

- 毒劇法における対応:

現行はGHS表示についての義務付けはされていない。
(GHSラベル表示、GHS対応MSDS共に)
※前述のようにMSDS自体は提供義務あり。

- 関連JIS規格

- 1. JIS Z 7250:2010 (MSDS JIS)

化学物質等安全データシート(MSDS)一内容及び項目の順序

- 2. JIS Z 7251:2010 (ラベルJIS)

GHSに基づく化学物質等の表示

- 3. JIS Z 7252:2009 (分類JIS)

GHSに基づく化学物質等の分類方法

1, 2を統合した「GHS対応を進める関係法令や事業者の共通基盤となる、新たなJIS」が、平成24年3月20日に制定される予定。

事件・事事故事例(2)

- 2. 硝素化合物の紛失(研究室内。平成23年11月。)

実験のために使用した硝素化合物を実験室のテーブルに置いたまま部屋を施錠せず退出。後日、当該品目が無いことに気付き、捜索したが発見できず。
→改めて保管庫を確認したところ、当該品目を発見。

- 3. タリウム化合物の混入(研究所。平成24年1月。)

当該研究所の研究員が、研究所内のお茶にタリウム化合物をまぜて、同僚ら数人に飲ませた。

→警察がこの研究員を傷害容疑で逮捕。

- 4. シアン化カリウムの紛失(メッキ工場。平成24年2月。)

シアン化カリウム500グラム入りのプラスチック容器1本(約2500人分の致死量にあたる)が保管室から紛失。

→窃盗事件の疑いがあるとして、警察が捜査中。

事件・事事故事例(1)

1. シアン化金カリウムの盗難(栃木県)

平成23年1月7日

・栃木県内の非鉄金属製造会社における、シアン化金カリウム1,100g(約900人分の致死量に相当する青酸カリを含むもの)の盗難事案が警察への届出により発覚

シアン化金カリウムを取り扱っていると考えられる電気めっき事業者(届出要業務上取扱者)等に対し、保管管理の徹底等についての指導・周知等を自治体等に依頼

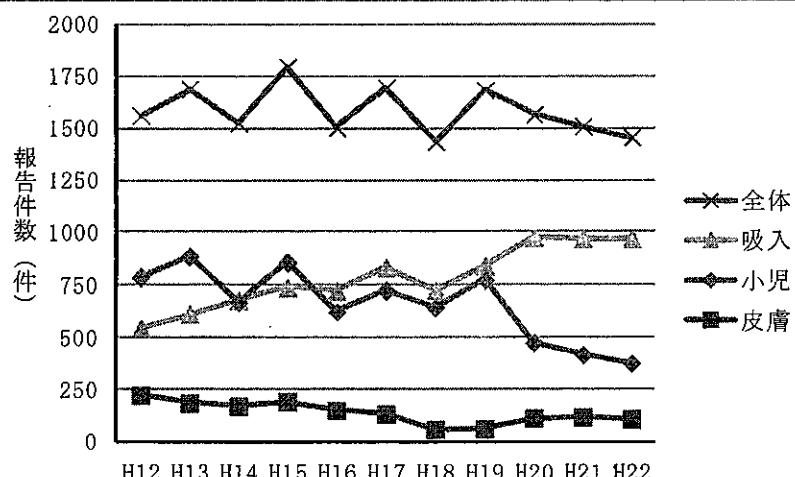
平成23年1月28日付け薬食化発0128第1号(通知)「シアン化金カリウムの適正な管理等の徹底について」

毒物及び劇物指定令の一部改正について

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布・施行された。
(公布:平成23年10月14日、施行:平成23年10月25日)
- 今回の改正で新たに2物質が毒物に指定され、1物質が劇物に指定され、8物質が劇物から除外された結果、平成24年2月21日現在、毒物が112物質、劇物が374物質となっている。
- 指定・除外された物質のうち、農業用品目である物質に関して、農業用品目の一覧が掲げられている毒物及び劇物施行規則別表第1が併せて改正されている。
- 施行通知:平成23年10月14日付け薬食発1214第9号
「毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)」

家庭用品關係

モニター報告件数の推移



化審法改正の概要

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大(国民の安心・安全)

2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性

- 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)

— 欧州では、新規制(REACH)が2007年に施行。

- 化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。

- 一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未だ。

3. 国際条約との不整合

- 國際条約(ストックホルム条約)で、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされた。

- 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

(1) 既存化学物質対策

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。

- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。これらについては、製造・輸入事業者に有害性情報の提出を求め、人の健康等に与える影響を段階的に評価。

(2) 国際的整合性の確保

- 國際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。

— 半導体向けの用途等

(参考)関連の動き

1973年 化審法制定
2002年 環境サミット合意 → 2020年 各国は安全性確認を終了
2004年 ストックホルム条約発効
2007年 REACH施行(欧州) → 2018年 REACHの最終登録期限

3

平成22年度 家庭用品等による健康被害の報告件数

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	38 (32.1%)	タバコ	130 (34.5%)	殺虫剤	252 (26.0%)
洗剤	13 (9.8%)	医薬品・医療部外品	64 (17.0%)	洗浄剤(住宅用・家具用)	156 (16.1%)
時計/ビューラー	各 7 (5.3%)	玩具	34 (9.0%)	漂白剤	83 (8.6%)
下着/くつした/履き物/接着剤	各 5 (3.8%)	プラスチック製品	25 (6.6%)	芳香・消臭・脱臭剤	81 (8.4%)
		金属製品	各 22 (5.2%)	園芸用殺虫・殺菌剤	43 (4.4%)
		洗剤類	18 (4.8%)	洗剤(洗濯用・台所用)	36 (3.7%)
		化粧品	16 (4.2%)	除菌剤	23 (2.4%)
		硬貨	14 (3.7%)	消火剤/灯油	22 (2.3%)
時計バンド/ベルト	各 4 (3.0%)	電池	9 (2.4%)	除草剤/乾燥剤	21 (2.2%)
総計	133 (注) 100%	総計	377 100%	総計	970 100%

(注)皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(108例)とは異なっている。